松阪市香肌峡をエスコート事業実施要領

第1　趣旨

　登山やサイクリング、ウォーキングなどを通して香肌峡県立自然公園内にある豊かな自然を体験してもらい、あわせて暮らしに関する情報を提供することで、移住促進と交流人口及び関係人口の創出を図り、過疎地域を活性化していくことを目的に実施する「松阪市香肌峡をエスコート事業実施要領」（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

第2　定義

　本要領で使用する用語の意義は次のとおりとする。

1　自然体験　　サイクリングや登山などの野外活動を通じて香肌峡県立自然公園内の自然を体験すること。

2　エスコート員　移住希望者の自然体験に同行し案内する者のこと。

3　過疎地域　　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法で指定される過疎地域。

第3　事業内容

　実施する自然体験は次のとおりとし、コース等の詳細については別途定めるものとする。

1　登山

2　サイクリング

3　ウォーキング

第4　エスコート員の任命

　市長は、野外活動や自然体験に必要な知識及び技術を持つ松阪市職員の中から、香肌峡県立自然公園内での野外活動や自然体験に同行するエスコート員を任命する。

第5　エスコート員の責務

　エスコート員は、香肌峡県立自然公園内での移住希望者等の自然体験に同行し、体験者が事故を起こさないよう、安全に対して最大限の配慮をして行動しなければならない。

第6　体験の条件

　体験者は、次の各号に該当しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りではない。

1　松阪市における過疎地域（飯南及び飯高管内）への移住を希望する個人及び事業を営もうとする事業者。

2　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定す

る暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。

第7　申込窓口

申し込み窓口は次のとおりとする。

松阪市飯高町宮前180番地

松阪市地域づくり連携課移住促進係

第8　体験日及び時間

実施日は12月29日から翌年1月3日を除く「土・日・祝日」のおおむね午前9時から午後4時までとする。ただし、市長が特別に認める場合は、変更することができる。

第9　申込方法

体験をしようとする者は、体験日の2週間前までに松阪市香肌峡をエスコート事業申込書（様式1）に以下の関係書類を添えて申込窓口（松阪市地域づくり連携課移住促進係）に提出しなければならない。

1　運転免許証、保険証等、本人確認ができる公的書類の写し

2　その他市長が必要と認める書類

第10　費用負担

体験者は次の費用を負担する。

1　保険料

2　体験活動に必要な資機材等の賃借料

3　現地までの交通費

4　その他、必要な経費

第11　体験の決定

体験の決定にあたっては次の各号に沿って行う。

1　申込窓口係は申込書の内容が適当であるか審査を行う。

2　申込の内容が適当であると認めたときは、体験を担当するエスコート員に申し込みがあったことを通知する。

3　通知を受けたエスコート員は申込者と連絡のうえ、体験の内容及び体験日の設定、費用負担など体験に必要な事項を決定し、松阪市香肌峡をエスコート事業実施通知書（様式2）を交付する。

第12　体験の取消し

申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条による体験の取り消し、松阪市香肌峡をエス

コート事業取り消し通知書（様式3）を交付する。

1　この要領に違反したとき。

2　市の指示に従わないとき。

第13　禁止事項

体験者は、次に掲げる事項をしてはならない。

1　体験する権利の全部又は一部の譲渡及び転貸をしてはならない。

2　危険物を持ち込んではならない。

3　施設を利用する際は施設及び他の利用者の迷惑となる行為をしてはならない。

第14　遵守事項

1　体験者は、市及びエスコート員の指示に従って行動しなければならない。

2　体験者は、自然環境の保全に努めなければならない。

第15　損害賠償及び事故免責

1　体験者は、故意又は過失により施設、設備、備品等を破損、汚損、滅失又は持ち出しをしたときは、理由のいかんにかかわらず、その損害を賠償しなければならない。

2　体験者が、体験に関する条件に違反して市に損害を与えたときも前項と同様とする。

3　市は、体験者の故意又は過失によらない火災、盗難、諸設備の故障等による体験者の損害について、その責任は負わないものとする。

第16　報告及び調査

市は、事業の管理上、必要に応じて申込者及び体験者に必要な書類の提出及び報告を求めることができる。

第17　その他

この要領に定めのない事象が生じたときは、協議を行い、円満に解決を図るものとする。

附則

この要領は、令和3年6月3日から施行する。

様式1（第9関係）

松阪市香肌峡をエスコート事業申込書

年　　月　　日

次のとおり松阪市香肌峡をエスコート事業を申し込みます。

（ふりがな） 名前	
住所	
連絡先	電話 E-Mail
体験の内容	登山　・　サイクリング　・　ウォーキング その他（　　）
体験日時	第1希望　　年　　月　　日（　　） 第2希望　　年　　月　　日（　　） 第3希望　　年　　月　　日（　　）
人数	人

＊必要事項を記入または該当するものを〇で囲んでください。

様式2（第11関係）

松阪市香肌峡をエスコート事業実施通知書

年　月　日

様

次のとおり松阪市香肌峡をエスコート事業を実施します。

（ふりがな） 名前	
住所	
連絡先	電話 E-Mail
体験の内容	登山　・　サイクリング　・　ウォーキング その他（　　）
体験実施日	令和　　年　　月　　日（　　） 時　　分～　　時　　分
集合・解散場所	集合場所 解散場所
体験人数	人
備考	

＊体験当日にお持ちください。

様式3（第12関係）

松阪市香肌峡をエスコート事業取り消し通知書

年　月　日

様

次のとおり松阪市香肌峡をエスコート事業の実施を取り消します。

（ふりがな） 名前	
住所	
連絡先	電話 E-Mail
体験の内容	登山　・　サイクリング　・　ウォーキング その他（　　）
体験実施日	令和　　年　　月　　日（　　） 時　　分～　　時　　分
集合・解散場所	集合場所 解散場所
体験人数	人
取り消し事由	